

ウガンダ事業設立ハンドブック

(2021 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ナイロビ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ナイロビ事務所が現地法律事務所 ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）に作成委託し、2021 年 1 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ナイロビ事務所

E-mail：KEN@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1部：事業の組成.....	1
1.1 ウガンダで運営可能な事業体の種類.....	1
1.2 事業形態の比較.....	1
1.3 会社設立または外国会社の支店登記に関する手続き.....	6
1.4 リミテッド・パートナーシップ登録に関する手続き.....	8
1.5 定款記載事項.....	9
1.6 会社登記情報に関する証明書および社印登録証明書.....	10
1.7 登記後に必要とされる手続き.....	10
1.8 外国会社の支店の閉鎖.....	11
1.9 ウガンダで設立された子会社の閉鎖.....	12
1.10 税務上の支店または子会社の登録抹消.....	14
第2部：ビザおよび在留資格.....	15
2.1 ウガンダへの入国手続き.....	15
2.2 ビザと在留資格の関係.....	15
2.3 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）取得からビザ取得までの 手続き.....	16
2.4 許可の種類.....	16
2.5 短期訪問者の互恵的ビザ免除.....	18
2.6 在留カード.....	19
2.7 特別パス.....	19
2.8 就労外国人に同行する家族.....	19
2.9 在留期間の延長および在留資格の変更.....	20
2.10 高度な技能を有する外国人専門家（該当者がいる場合）を対象とするポ イント制出入国優遇制度.....	20
2.11 期間および手数料.....	20
3部：ウガンダの税制.....	23
3.1 ウガンダ法人税制の概要.....	23

3.2 国内源泉所得.....	23
3.3 法人所得税の概要	23
3.4 源泉所得税の概要	24
3.5 租税条約	26
3.6 消費税の概要	27
3.7 個人税制度の概要	28
3.8 その他の主な税.....	29
3.9 租税手続法.....	31
第4部：人材管理	32
4.1 法律の適用.....	32
4.2 採用	33
4.3 雇用契約.....	33
4.4 賃金	34
4.5 労働時間、休憩および休暇に関する制度	34
4.6 就業規則.....	35
4.7 安全・衛生.....	35
4.8 退職および解雇.....	35
4.9 ウガンダの社会保障制度.....	36
第5部：ウガンダにおける知的財産の法的枠組み.....	37
5.1 商標権	37
5.2 意匠権	39
5.3 特許権および実用新案権.....	41
5.4 著作権および著作隣接権.....	43
5.5 営業秘密	45

第1部：事業の組成

1.1 ウガンダで運営可能な事業体の種類

ウガンダでは、個人事業主、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、および有限責任会社を含むいくつかの事業形態を通じて事業を営むことができる。投資家が利用する主な事業体は有限責任会社であり、これには私会社（Private Company）と公開会社（Public Company）がある。ウガンダの会社法は、外国会社と同じ法人格を維持する外国会社の支店をウガンダに開設することも認めている。

ウガンダの法制度の下で、ウガンダで事業を行うためのさまざまな事業体を登記することができる。個人事業主やパートナーシップもウガンダでの投資のための実行可能な選択肢ではあるが、ウガンダに投資しようとする者にとってもっとも理想的な選択肢は会社であると考えられる。

2012年ウガンダ会社法（Companies Act, 2012）（以下、「**会社法**」）は、ウガンダで設立される会社の登記、運営および規制に関する枠組みを定めており、ウガンダで設立される会社は、会社法の適用を受ける。ウガンダにおけるすべての会社関係書類の提出を管理する機関は、ウガンダ登録サービス局（Uganda Registration Services Bureau、以下、「**URSB**」）であり、URSBがウガンダで設立されるすべての会社の届出、登記および記録の保管を担う会社登記局（Companies Registry）を運営している。

1.2 事業形態の比較

1.2.1 ウガンダで事業を営むために用いられる一般的な事業体のいくつかについて、主な相違点を下表にまとめた。

	(外国) 会社の支店	リミテッド・パートナーシップ	株式会社
定義	ウガンダ国外で設立された会社であって、ウガンダ国内に事業所を設置し、維持するもの。会社の支店は、現地で設立された会社のような別の法人ではない。	最大 20 人で構成され、パートナーシップのすべての負債および義務について責任を負うゼネラルパートナーが 1 人以上いるパートナーシップ。 ゼネラルパートナーのほかに、有限責任パートナーが 1 人以上いなければならない。有限	構成員の責任が、各構成員がそれぞれ所有する株式の未払込金額（存在する場合）に限定される会社。私会社とすることも、公開会社とすることもできる。 私会社は、会社の株式や社債の引受けを一般に募集することを禁じ

		責任パートナーは、所定の金額を企業に拠出しなければならず、また、企業の負債または義務について負う責任は、拠出した金額を超えない。	ている。一方、公開会社は、一般投資家を対象に会社の株式引受けの応募を求めることが禁じられていない。
設立時の株主／パートナーの人数	株主の数は外国会社の設立国における株主の数による。	リミテッド・パートナーシップのパートナーは、2人以上、20人以下でなければならない。	私会社の場合は、株主1人以上、100人以下とする。株式保有者が1人の会社を一人会社（Single Member Company、以下、「SMC」）という。 公開会社の場合は、株主数の上限の定めなし。
資本金	最低資本金に係る要件はない。	最低資本金に係る要件はない。	最低資本金に係る要件はない。ただし、特定業種（例えば、保険、ゲーミング・賭博および金融機関）では、法律で最低資本金の要件が規定されている。
責任	事業体はその設立国において有限責任を負うかどうかによる。 支店の親会社は、支店の（不正）行為に責任を負う。	ゼネラルパートナーに選任された者は、企業のすべての負債および義務について責任を負う。 ゼネラルパートナーのほかに、有限責任パートナーは、負債または義務については、自らが拠出した金額を上限とした責任のみを負う。	株主の責任は、発行済株式資本の未払込金額に限定される。
取締役／パートナーの人数	設立国による。ただし、支店は、会社のために法的文書の送達を受領する1人以上の人	リミテッド・パートナーシップのパートナーは、2人以上、20人以下でなければならない	私会社は少なくとも1人の取締役を置くものとする。

	員をウガンダに配置しなければならない。	い。これらのパートナーのうち、1人以上をゼネラルパートナーに選任することができ、他の者は有限責任パートナーのままとする。	公開会社には少なくとも2人の取締役を置くものとする。
規制	支店は、外国会社の定款（Articles of Association）および付属定款（Bylaws）により統制される。 外国会社の定款または付属定款は、公開文書であり、会社登記局に提出する。	リミテッド・パートナーシップは、構成員間の契約（以下、「パートナーシップ契約書」）による内部的な規律を受ける。 パートナーシップ契約書は、パートナー間の私的文書であるが、文書登録局（Documents Registry）に任意で登録することができる。ただし、パートナーシップが、一般名（generic name）で事業を行っている場合は、そのパートナーシップ契約書を文書登録局に登録することが義務付けられる。	自社の基本定款（Memorandum of Association）および定款（Articles of Association）により規定される。 基本定款および定款は公開文書であり、会社登記局に提出される。
目的	支店は、外国会社の設立文書に規定された活動のみを行うことができる。	リミテッド・パートナーシップは「目的」条項を持たないため、能力外の法理（Principle of ultra vires）は適用されない。	会社法に基づき、会社の目的は、会社の基本定款により明白に制限されていない限り、制限されない。
株式／持ち分の譲渡	設立国の法律による。	パートナーシップ契約書により規律される。	公開会社は株式の自由な譲渡が可能。 非公開会社では株式の自由な譲渡は不可。株式譲渡手続きには定款に基づく制限がある。

Tax	30%の法人税が課される。	パートナー個人の所得には累進課税による税率 10～40%の税金が課せられるが、事業体には課税されない。	30%の法人税が課される。
財務諸表の公表	会社法に基づき、外国会社は、その設立国がコモンウェルス加盟国でない場合は、毎年、財務諸表を提出することを要する。他方、コモンウェルス加盟国で設立された外国会社は、年次貸借対照表および損益計算書提出免除請求書（Claim for Exemption from Filing Yearly Balance Sheet and Profit and Loss Account）を提出すれば足りる。	財務諸表の公表義務はない。	私会社は、会社登記局に自社の財務諸表を提出することを要しないが、公開会社は、毎年、年次報告書を会社登記局に提出する際に、財務諸表を提出しなければならない。

1.2.2 上記で考察した事業体について、利点および欠点を以下のとおりまとめた。

a) 支店

i) 利点

- A. 支店登記システムにより、外国会社が設立手続きを行う必要がない。
- B. 支店について資本要件はなく、親会社の株式資本に基づきウガンダで簡易に登記できる。
- C. 支店開設に要する費用は、会社設立と比べて低い。例えば、支店の登記時には、資本に基づく印紙税や登記手数料の支払いはない。
- D. 支店は閉鎖が容易である。

ii) 欠点

- A. 外国会社は支店レベルで生じた責任から免責されない。
- B. 外国会社の設立国がコモンウェルス加盟国でない場合は、会社登記局に年次で財務諸表を提出する義務を履行しなければならず、その結果、財務記録が公開されてしまう。

b) リミテッド・パートナーシップ

- i) リミテッド・パートナーシップの利点には以下のものが含まれる。
 - A. リミテッド・パートナーシップには最低資本金の要件はない。
 - B. リミテッド・パートナーシップは、会社と異なり、遵守すべき継続的な規制要件が課されない。
- ii) リミテッド・パートナーシップの欠点には以下のものが含まれる。
 - A. リミテッド・パートナーシップは、株式資本を持たない。パートナーシップ契約書は一般的にパートナー間の利益分配率を定めるが、議決権、配当請求権、解散時の残余財産分配請求権などのさまざまな権利と結び付いた株式のような単位には、各パートナーの持ち分を区分しない。
 - B. リミテッド・パートナーシップでは、株式資本がないために構成員の持ち分の評価も困難になる。
 - C. リミテッド・パートナーシップにおける持ち分は、公開会社の株式のように自由に譲渡できない。リミテッド・パートナーシップにおけるパートナーの加入および脱退は、パートナーシップ契約書に従い決定される。さらに、リミテッド・パートナーシップは、公開会社のように証券取引所に上場できない。
 - D. 2010 年パートナーシップ法 (Partnerships Act, 2010) は、ウガンダにおける「有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnerships、以下、「LLP」)」の登録について規定しているが、かかる LLP では、LLP に発生した責任を負うゼネラルパートナーを任命しなければならない。そのため、ウガンダにおける LLP は有限責任のすべてのステータスを享受できるわけではない。従って、ウガンダでは一般に言うところの LLP を設立することはできず、ウガンダの LLP はむしろリミテッド・パートナーシップに相当するものといえる。

c) 株式会社

- i) 利点
 - A. 構成員の責任は有限責任である。
 - B. 会社は、構成員とは別個の法主体である。よって、自己の名で取引、借り入れ、貸し付けを行い、または訴訟の原告もしくは被告となる法的能力を有する。
 - C. 会社の目的に制限はないため、能力外の法理は適用されない。
 - D. 会社設立にあたり最低資本金に係る要件はない（ただし、上記で説明した特定の業種は除く）。

ii) 欠点

- A. 会社を設立する場合は、通常、会社設立時に、会社の設立時の株主が負担しなければならない相当額の設立費用が発生する。この設立費用には、設立文書の作成のために弁護士に支払われる弁護士費用、ならびに登録料および印紙税等の政府に支払われる費用が含まれる。
- B. 会社は、継続的義務を負う。これには、年次報告書、財務諸表の提出が含まれるが、これらに限定されない。
- C. 会社は、社員名簿、取締役名簿、秘書役名簿、当該会社の社債権者名簿等の所定の記録を保持することが求められる。
- D. 設立時に資本金を要する。ただし、保険や銀行などのいくつかの特定の業種に従事する会社を除けば、会社には一般的な最低資本金の要件はない。設立時には、名目株式資本の額の 1.5% の印紙税や 1% の登記手数料が課される。

1.3 会社設立または外国会社の支店登記に関する手続き

会社の設立や登記は、URSB のオンライン申請プラットフォーム：<https://ursb.go.ug/>（以下、「**URSB ポータル**」）を通じて行われる。会社の設立や登記の手続きは、通常 3 営業日から 5 営業日かかる。

1.3.1 ウガンダで会社を設立するために必要な情報は以下のとおりである。

- (a) 社名案：会社名は、会社登記官（Registrar of Companies）により承認されなければならない。これに関し、希望する会社名が登記可能か確認するために、URSB ポータルで検索を行うことができる。
- (b) 会社の株式保有情報：すなわち、名目資本金、株式数および額面金額（必ずしもウガンダ・シリングとすることを要しない）。例えば、株式資本は 100 万 ウガンダ・シリングで、1 株 1 万ウガンダ・シリングの株式 100 株に分割されるというように記載できる。特定業種の会社を除き、最低資本金の要件はない。会社は、授権資本額を自由に設定して設立することができるが、株式資本を増減することができるのは、自社の定款で認められている場合である。
- (c) 株主の詳細：すなわち、株主の正式名称・氏名、郵送先住所、居住住所、生年月日、国籍、および職業。
- (d) 取締役の詳細：すなわち、取締役の氏名、郵送先住所、居住住所、書類送達用住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日および国籍。取締役のパスポートサイズの写真、および（取締役がウガンダ人の場合は）取締役の国民 ID カードのコピーまたは（外国人の取締役の場合は）パスポートのコピーも提出しなければならない。
- (e) 会社秘書役（任意）の詳細：すなわち、

氏名、郵送先住所、居住住所（自然人の場合）。秘書役のパスポートサイズの写真、および（秘書役がウガンダ人の場合は）国民 ID カードのコピーまたは（外国人の秘書役の場合は）パスポートのコピーも提出しなければならない。

- (f) 会社の登記事務所の詳細：すなわち、郵送先住所および実際の住所（地番、建物名、道路名）。

1.3.2 上記の情報は、会社の設立文書を作成するのに使用される。これには以下の者が含まれる。

- ・ 基本定款および定款
- ・ 会社取締役および秘書役選任通知書（Notification of Appointment of Director and Secretary of the Company）（会社フォーム 20）
- ・ 会社登記住所および郵送先住所通知書（Notification of Registered Address and Postal Address of the Company）（会社フォーム 18）
- ・ 名目資本計算書（Statement of Nominal Capital）
- ・ 会社登記申請書（Form for Registration of a Company）（会社フォーム S.18）
- ・ ならびに公開会社については、取締役および会社秘書役役職選任の同意書。

1.3.3 ウガンダで外国会社の支店を登記するために必要な情報は以下のとおりである。

- a) 設立許可証（charter）、規約（statute）、基本定款、定款、または会社を設立もしくは会社の組織を定めるその他の文書の原本証明付き写し 4 通、および証書が英語でない場合は、これらの証明付き翻訳。
- b) 会社の取締役および秘書役のリスト。それぞれについて、自然人の場合は、現在の氏名、ならびに過去の氏名、通常の郵送先住所、国籍および職業（もしあれば）を記載し、法人の場合は、法人名、登記事務所または本店、および郵送先住所を記載する。
- c) 会社が設定したすべての担保の明細書（ウガンダ国外の財産のみからなる担保は除く。）
- d) 会社の代わりに召喚状や通知書を受領する権限を有するウガンダ国内居住者（1 人または複数）の名前および郵送先住所
- e) 会社の登記事務所または本店の正式な所在地

1.3.4 上記の情報は、会社登記局に登録すべき外国会社の文書を作成するのに使用される。これには上記以外に次のものが含まれる。

- ・ 会社が設定したすべての担保の明細書（Statement of All Subsisting Charges Created by the Company）（会社フォーム 13）
- ・ 外国会社の取締役および秘書役のリスト（List of Directors and Secretary of a Foreign Company）（会社フォーム 24）

- ・ウガンダ国外で設立された会社の代わりに送達を受領する権限を有するウガンダ国内居住者の名前および住所のリスト（List of Names and Address of Persons Resident in Uganda Authorized to Accept Service on Behalf of a Company Incorporated Outside Uganda）（会社フォーム 25）
- ・およびウガンダ国外で設立された会社の登記事務所または本店の所在地（Address of the Registered or Principal Office of a Company Incorporated Outside Uganda）（会社フォーム 26）

1.3.5 上記 1.3.2 および 1.3.4 の設立文書の提出手続きは、以下の手順に従い、URSB

ポータルに関連文書の署名版をアップロードすることによりオンラインで行われる。

- 社名の予約および承認。会社登記局で社名の予約を申請するため、少なくとも社名の候補を三つ挙げる必要がある。社名が使用できることが判明した場合、三つの候補の中から第一に選択した社名を、予定した会社を設立するために予約する。この予約手続きは、外国会社の支店の登記には適用されないことに留意されたい。
- 社名の予約を完了すると、予約した会社名を付した設立文書の URSB ポータルへの提出に進むことができる。
- 設立料または登記手数料の納付の証明書（領収書）の提出。
- 会社登記官からの設立証明書または登記証明書の受領。

1.4 リミテッド・パートナーシップ登録に関する手続き

1.4.1 リミテッド・パートナーシップを登記しようとするパートナーは、URSB で企業登記局（Business Registry）にリミテッド・パートナーシップ登録書（Statement for Registration of a Limited Partnership）（フォーム 6）を提出しなければならない。この登記は、一般名（generic name）で事業を行おうとしているリミテッド・パートナーシップでは必須であり、一方、パートナーの本名で事業を行うリミテッド・パートナーシップでは任意である。登記していないリミテッド・パートナーシップは、ゼネラル・パートナーシップとみなされ、その構成員全員がゼネラルパートナーとみなされる。

1.4.2 ウガンダで LLP を登録するために必要な情報は以下のとおりである。

- パートナーシップの名称の候補三つ
- パートナーシップが行おうとする活動または事業の詳細
- パートナーの名前および住所
- パートナーシップへの拠出に関するストラクチャーの案、収益分配方法
- パートナーシップの主たる事業所
- ゼネラルパートナーに選任された者

以下の表は、支店の設立、有限責任会社（私会社）の設立、およびリミテッド・パートナーシップの登録に関し、完了までの所要期間の見込みと公的費用の概算をまとめたものである。

支店／有限責任会社（私会社）

No.	手続き	完了までの所要期間 の見込み（営業日）	公的費用（専門家報酬、付随費用および付加価値税（VAT）を除く）
1.	会社登記局での会社名の検索および予約（支店は除く）	2～3 営業日	2 万 5,000 ウガンダ・シリング（約 8 米ドル）
2.	会社登記官に設立文書を提出し、設立証明書または登記証明書を取得	3～5 営業日	私会社 - 資本金の額の 0.5% の印紙税 - 資本金が 500 万 ウガンダ・シリング（約 1,500 米ドル）を超える場合は、その金額の 1% の登記手数料。 資本金が 100 万 ウガンダ・シリング（約 286 米ドル）から 500 万 ウガンダ・シリング（約 1,500 米ドル）までの会社については、5 万 ウガンダ・シリング（約 15 米ドル） 外国会社の支店 - 提出する設立文書ごとに 55 米ドル

リミテッド・パートナーシップ

No.	手続き	完了までの所要期間 の見込み（営業日）	公的費用（専門家報酬、付随費用および付加価値税（VAT）を除く）
1.	パートナーシップ契約書の文書登録局(Documents Registry)への登録	1～2 営業日	印紙税 3 万ウガンダ・シリング（約 9 米ドル）

1.5 定款記載事項

定款（Articles of Association）は、会社の内部統制および運営を規律する組織規程文書の一つであり、株式の発行および譲渡、取締役会および株主総会の活動、取締役の権限および義務、配当の支払い、ならびに会社の借入権限にかかわる情報を含んでいる。

株式会社は、会社法別表 2 (second schedule) 表 A に定めるモデル定款の採用を選択することができる。

定款は、会社登記局に提出されるため公開文書である。

1.6 会社登記情報に関する証明書および社印登録証明書

会社登記局での会社の設立または登記が完了したときは、設立証明書または支店登記証明書が発行される。設立証明書や登記証明書は、設立または登記に関する会社法のすべての要件が遵守されていること、および当該会社が会社法の下で正式に設立されたことを証する確定的な証拠である。

会社は社印を持っても持たなくてもよいが、持つ場合は、判読可能な文字でその社名が社印に刻印されるようにしなければならない。

1.7 登記後に必要とされる手続き

No.	手続き	完了までの所要期間 の見込み (営業日)	公的費用 (専門家報酬、付随費用および付加価値税 (VAT) を除く)
1.	ウガンダ歳入庁 (Uganda Revenue Authority) に対する納税者番号 (Tax Identification Number、以下、「TIN」) の登録 (源泉課税 (Pay As You Earn) に関するものを含む)	1~2 営業日	無料
2.	取引許可 (trade license) の申請	1~2 営業日	取引許可手数料は、事業の性質および事業施設の場所により異なる。この手数料は政府支払査定プラットフォームで示される。
3.	国民社会保障基金 (National Social Security Fund) に登録 (従業員の人数が 5 人を超える場合)	1~2 営業日	無料

注：取締役が国内居住者でなければならないという要件はないが、実務上、新たに設立された会社は、自分自身の納税者登録を行うために、取締役のうち少なくとも1人を納税登録者 (すなわち、TINの保有者) としなければならない。外国人の取締役は、TIN取得に先立って最初に就労許可を取得しなければならないが、就労許可の発行を受ける前にもTINが必要であることに注意を要する。この点で、外国人の取締役のみを置く予定の会社については、会社のTINを取得する目的で、TINを有する現地の取締役を選任することを勧める。この取締役はその後に

解任することができる。

1.8 外国会社の支店の閉鎖

1.8.1 ウガンダにおける支店の登記抹消は、2012 年会社法および 2011 年倒産法（Insolvency Act, 2011）（以下、「倒産法」）の適用を受ける。倒産法は、子会社の清算について規定しており、外国会社の支店の登記抹消には清算の規定を準用して適用する。

1.8.2 会社法により、支店は、ウガンダでの営業を終了する旨の自らの決定を会社登記局に通知すること、および登記抹消する前に債権者がいないという状況を確認することを義務づけられる。法制度ごとに異なる要件を調整するために、会社登記局の実務は、支店が営業してきた期間と、資産および負債の状況に応じて、倒産法に基づく要件と会社法に基づく要件の両方を組み合わせた混成の手続きとなっている。

1.8.3 支店の登記抹消については、以下の手続きに従う。

- (a) 支店が営業を終了した理由を記載し、負債の残高がないことを確認した上で、登記抹消と会社登記簿からの支店名称の削除を会社登記官に求める、会社登記局宛ての通知書。
- (b) 支店の登記抹消を承認し、支店にウガンダ国内の負債がある場合には支店の資産の清算に立ち会う清算人を選任し、支店の負債を清算する（該当する場合）旨の外国会社の取締役会決議。
- (c) 官報および広く読まれている新聞で、支店が営業終了する予定である旨の告示を公告する。
- (d) 支店にウガンダ国内の負債がない場合は、支店は、自らの資産と負債の計算書を添付し、これを上記 1.8.3 (a)から(c)の文書とともに提出する。
- (e) 支店にウガンダ国内の負債がある場合は、上記第(b)項で言及される決議に従って外国会社が選任した清算人が支店の業務を引き継ぎ、清算の開始から 40 日以内に中間報告書を作成して URSB に提出することとされている。
- (f) 中間報告書。清算人は、清算中は 6 ヶ月ごとに、各期間終了後 20 営業日以内に中間報告書を作成、提出し、これを公告する告示を出すものとする。
- (g) 最終報告書。登記抹消の完了前に、清算人は、最終報告書および最終会計書を作成しなければならない、さらに、最終報告書を閲覧に供するものとする。清算人は、債権者集会を招集するものとし、最終報告書はここで債権者に提供されるものとする。
- (h) 清算人は、最終報告書および最終債権者集会の報告書を URSB に提出するものとする。最終報告書の提出日から 3 ヶ月後に、支店は清算されたとみなされる。

1.9 ウガンダで設立された子会社の閉鎖

1.9.1 子会社は、親会社とは独立した別個の法人格を有するため、子会社の閉鎖は、支店の閉鎖と似ている点はあるものの、異なるものとなっている。

1.9.2 子会社は、閉鎖の前に、未履行または継続中の契約、債務、従業員または未払いの租税債務がないことや、税務申告を完了したことを確かめなければならない。

1.9.3 子会社は、その後以下に定めるとおり清算するものとする。

(a) 支払能力宣言書（Declaration of Solvency）および資産負債計算書（Statement of Assets and Liabilities）

会社の最新の監査済み財務諸表を用いて、会社は、資産負債計算書とともに、取締役の過半数が宣誓した支払能力宣言書を作成し、提出する。

(b) 株主総会

会社を任意で解散し、清算人を選任する特別決議を可決することを目的として、株主総会を招集する。株主総会が開催されたときは、会社法および倒産法の規定に従い、会社の解散を承認し、清算人を選任する決議を行う。この特別決議は、会社登記局にて登記し、登記した決議の写しを倒産法に従って管財人（Official Receiver）に提出する。

(c) 官報および広く読まれている新聞での公告

管財人に通知した後、会社の解散を承認した特別決議を官報および広く読まれている新聞で公表する。

(d) 中間報告書（初回）

(a) 清算開始から 40 営業日が満了する前に、清算人は、以下を記載した中間報告書を作成するものとする。

A) 会社の業務の状況、清算実施案、および完了日の見込み

B) 債権者集会の招集を清算人に要求する債権者または株主の権利

また、清算人は、自らの住所で、把握しているすべての債権者、株主または出資義務者（contributory）が報告書を閲覧できるようにするものとする。

(b) 清算人は、中間報告書が閲覧できる旨をウガンダで広く読まれている新聞で公告するものとし、さらに、中間報告書の写しを会社登記官に送付するものとする。

(e) 中間報告書（6 ヶ月ごと）

(a) 清算人は、清算中は 6 ヶ月ごとに、各期間終了後 20 営業日以内に中間報告書を作成し、直前の 6 ヶ月間における清算の実施および清算完了に向

けた清算人のさらなる提案事項について公告するものとする。この報告書については、自らの住所で、把握しているすべての債権者、株主または出資義務者（contributory）が閲覧できるようにするものとする。

- (b) 中間報告書を閲覧できる旨の告示は、ウガンダで広く読まれている新聞で公表するものとし、さらに、中間報告書の写しを会社登記官および管財人に提出するものとする。

(f) 最終報告書

- (a) 清算の完了前に、清算人は、会社の最終報告書、最終会計書および計算書、ならびに債権者または株主が会社法に基づき会社の登記抹消に異議を申し立てることのできる理由を公告するものとする。
- (b) 清算人は、自らの住所で、把握しているすべての債権者、株主または出資義務者（contributory）が規定の手数料を支払った上でこの最終報告書を閲覧できるようにするものとする。
- (c) 清算人は、さらに、最終報告書を閲覧できる旨をウガンダで広く読まれている新聞で公告するものとし、また、最終報告書の写しを会社登記官および管財人に送付するものとする。

(g) 会社の最終の株主総会および債権者集会

この総会・集会は、会社の最終会計書を提示し、必要な説明を行うために招集される。この総会・集会は、官報または広く読まれている新聞で公告して招集するものとする。

(h) 最終報告書、最終会計書の提出および最終の総会・集会の申告

最終の総会・集会から 14 日以内に、清算人は、会社登記官に対して報告書の写しを送付し、さらに、最終の総会・集会およびその期日を申告するものとする。

(i) 解散

申告の登記日から 3 ヶ月間が経過したときは、会社は、解散したとみなされる。

1.9.4 会社の解散の結果は以下のとおりである。

- (a) 会社は、営業を終了しなければならない。ただし、清算するために必要な限りにおいてはこの限りではない。
- (b) 任意清算の開始後に行われた株式の譲渡（清算人に対する譲渡または清算人の承認を得ての譲渡以外）は無効である。
- (c) 任意清算の開始後に行われた会社の構成員の地位の変更は無効である。

- (d) 清算人が選任されたときは、取締役のすべての権限が終了する。ただし、会社が株主総会において、または清算人が、これらの権限の継続を承認した場合はこの限りではない。

1.9.5 経験上、子会社の閉鎖手続が完了するまでに、6～12 ヶ月間かかる。

1.10 税務上の支店または子会社の登録抹消

- 1.10.1 支店または子会社がウガンダで税務上登録されている場合、閉鎖の最終的な手続きとして、税務上の登録抹消が行われる。事業の終了は、会社の納税義務の終了を意味するので、この手続きは会社の清算後に開始する。
- 1.10.2 納税義務の登録抹消は、これを認める税法の規定に基づいて、例えば、法人税登録であれば所得税法（Income Tax Act (Cap. 340)）に従って、付加価値税（VAT）であれば付加価値税法（Value Added Tax Act (Cap. 349)）に従って行われる。
- 1.10.3 登録抹消の手続きには、URA に対して適用停止申請書（Application for De-activation）（フォーム DT-1016）を届け出ることを要し、登録抹消は、すべての未払いの税金が支払われるまで効力を生じない。

第2部：ビザおよび在留資格

2.1 ウガンダへの入国手続き

- 2.1.1 ウガンダの出入国管理に関する法律は、1995年ウガンダ共和国憲法（Constitution of the Republic of Uganda, 1995）、国籍および出入国管理法（Citizenship and Immigration Control Act (Cap. 66)）（改正を含む）および国籍および出入国管理規則（Citizenship and Immigration Control Regulations (Statutory Instrument Number 16 of 2004)）に定められている。
- 2.1.2 内務省（Ministry of Internal Affairs）、入国管理局（Directorship of Citizenship and Immigration Control）、ウガンダ警察部隊（Uganda Police Force）および司法裁判所は、ウガンダの出入国管理に関する法律の運用および執行の責任を担う。
- 2.1.3 ウガンダへ入国しようとするすべての外国人は、同国に滞在するために必要な有効な入国書類を持っていなければならない。ウガンダの法令では、同国への入国が認められるために必要なさまざまな入国書類について規定されている。

2.2 ビザと在留資格の関係

A. ビザ

ビザはウガンダへの入国を許可するものである。ウガンダへの入国に利用できるビザには以下のとおりさまざまな種類のものがある。

- (a) 一次入国ビザ：ビザの保有者に一回限りの入国を認めるもの。このビザの保有者は、ひとたび入国したときは、同じビザを使って再度の入国を求めることはできない。
- (b) 数次入国ビザ：ビザの有効期間中に、ウガンダへ複数回の入国を予定する申請者に適したものである。
- (c) 東アフリカ観光ビザ：保有者にウガンダ、ケニアおよびルワンダへの入国を一回限り許可するもの。

B. 在留資格

- (a) 外国人とその子および配偶者で、以下の基準を満たす者は、所定の方法で申請することにより、ウガンダで永住資格の付与を受ける資格を有する。
 - (i) ウガンダの社会経済の発展または知的発展に貢献していること。
 - (ii) 継続的に10年間にわたりウガンダに法律上正当に居住していること。
 - (iii) 善良であり、誠実であることが証明されていること。

- (iv) 自らが納付しなければならない税金を滞納していないこと。
- (v) ウガンダの国内と国外で犯罪歴がないこと。
- (vi) 破産や貧困の状態でないこと。
- (vii) ウガンダ国民と法律上正当に結婚しており、3年間または規定されたほかの期間にわたり婚姻関係が存続していること。

(b) ウガンダ国民でありながら別の国の国籍を取得する者も、永住者証明書の付与を申請する資格を有する。

(c) 以下のいずれかに該当する場合には、永住資格を失うことがある。

- (i) 永住資格を婚姻により取得した場合において、婚姻の無効が判明するか、またはその他管轄を有する裁判所もしくは審判廷により婚姻の無効が宣言された場合、または婚姻が解消された場合、または証明書の保有者が永住者証明書の取得を唯一の目的として便宜上の婚姻をしたことが判明した場合。
- (ii) 永住者証明書の条件に違反した場合。
- (iii) 関連する出入国管理に関する法律の規定に違反した場合。
- (iv) 入国禁止対象者となった場合。
- (v) 出入国管理に関連する法律に基づき入国が望ましくない者とされた場合。

2.3 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）取得からビザ取得までの手続き

2.3.1 ビザの申請は、出入国管理局（Directorate of Citizenship and Immigration）のウェブサイト（<https://visas.immigration.go.ug/>）、ウガンダ共和国の在外公館（diplomatic missions）またはウガンダへの入国地（ports of entry）で、オンラインで行う。

2.3.2 ビザの申請には、ウガンダ政府が認める有効なパスポート（またはその他の渡航文書）を添える必要がある。パスポートの有効期間は 6 ヶ月以上なければならない。また、証印に使用できる全部未使用のビザページが 1 ページなければならない。

2.4 許可の種類

2.4.1 出入国管理法によれば、ウガンダで就労しようとするすべての外国人は、有効な就労許可を申請し、これを所持しなければならない。出入国管理規則（Immigration Regulations）は、各種の就労許可について規定している。通常、就労許可は、証明書のかたちで発行され、申請者のパスポートに証印が押される。

2.4.2 就労許可の区分は、出入国管理規則の別表 4（fourth schedule）に定められ、以下のとおり、A 類から G 類までがある。

A：公務員 および外交官	ウガンダ政府に勤務する者または外交官
A2：政府の 契約者	政府との契約に従事する者（高等教育機関に勤務する者を含む。）
B：農業	ウガンダにおいて農業または畜産業に自分自身の勘定で従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たしていることを委員会（board）が確かめた者 (a) ウガンダで行う農業の種類に相応し、かつ、適した面積の土地について、権利取得の許可を取得していること。 (b) その種類の農業および畜産に関して保有すべき金額として管轄省庁が規定する金額を、申請者が自分自身の権利において、かつ、自分で完全かつ自由に処分できる資金として保有していること。 (c) 国籍および出入国管理法に基づき定められた規則により課された義務を履行したこと。
C：鉱業	ウガンダで自分自身の勘定で鉱物の探査または採鉱に従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たしていることを委員会（board）が確かめた者 (a) 探査または採鉱への従事が認められるために必要な免許を、保有しているかまたは取得できるようになること。 (b) 特定の種類の探査または採鉱について管轄省庁が規定する金額を、自分自身の権利において、かつ、自分で完全かつ自由に処分できる資金として保有していること。
D：事業および 取引	事業または取引を行おうとする者であって、これを自分自身の勘定でもしくはウガンダにある企業のパートナーとして行おうとする者、または、以下の条件をすべて満たしていることを委員会（board）が確かめた者 (a) 取引または事業への従事が認められるためには免許が必要である場合は、当該免許を保有しているかまたは取得できるようになること。 (b) 特定の貿易または事業について管轄省庁が規定する金額を、自分自身の権利において、かつ、自分で完全かつ自由に処分できる資金として保有していること。

E：製造業	ウガンダにおいて製造業に自分自身の勘定で従事しようとする者であって、以下の条件をすべて満たしていることを委員会（board）が確かめた者 (a) 自らが営もうとしている製造業への従事が認められるには免許が必要である場合は、当該免許を保有しているかまたは取得できるようになること。 (b) 特定の種類の製造業について管轄省庁が規定する金額を、自分自身の権利において、かつ、自分で完全かつ自由に処分できる資金として保有していること。
F：専門職	所定の職業の構成員であり、ウガンダにおいて当該職業の開業を予定し、以下の条件をすべて満たしていることを委員会（board）が確かめた者 (a) 所定の資格を保有していること。 (b) 自己の計画を実行できる十分な資本または保証された所得を有していること。 (c) ウガンダ国内の関連する専門職団体に登録していること。
G：被用者	ウガンダにおける採用の内定を受け、これを承諾した者であることを、出入国管理委員会（immigration board）が確かめた者。G1 類は、ボランティア、非政府団体の労働者および宣教師に適用され、G2 類は被用者に適用される。

2.5 短期訪問者の互恵的ビザ免除

ウガンダは、いくつかの国との間で互恵的ビザ免除を締結しており、これらの国の国民に対してビザやパスを取得せずに入国することを認めている。それらの国を以下に記載する。

当該国の国民のウガンダへの入国に際しビザを必要としない国
アンゴラ、アンティグア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルンジ、コモロ、キプロス、エリトリア、フィジー、ガンビア、ガーナ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、セントビンセント・グレナディーン、トンガ、スワジランド、タンザニア、バヌアツ、ザンビア、およびジンバブエ
ウガンダ入国時にビザを必要としない者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i. 本人のパスポートに有効なウガンダ再入国パスの証印が押されている、またはその他再入国パスに代わる書面の許可があるすべての者ii. ウガンダで着陸時と同じ航空機で離陸するか、または別の航空機に乗り換えてトランジットする乗客であって、ウガンダ国内の国際空港の国際線乗り換えラウンジから出ないすべての乗客 |
|--|

2.6 在留カード

すべての外国人は、ウガンダ到着後90日以内に、登録官（registration officer）に対して登録を行うものとし、国籍および出入国管理法別表3（Third Schedule）に定めるフォームFにより、自分自身に関する事項をすべて記載して登録官に提出するものとする。

2.7 特別パス

コミッショナー（Commissioner）が以下のいずれかの目的のためにパスの発行を望ましいと考える場合には、ウガンダに居住する者や到着した者に特別パスを発行する。

- i. コミッショナーにおいて、当該の者に入国許可を受ける資格があるか、ウガンダに在留または入国する資格があるか、また、当該の者が入国禁止対象者に該当するかを判断するための調査をする機会を確保するため。
- ii. 当該の者が治療を受ける目的で一時的にウガンダに入国できるようにするため。
- iii. 特別パス以外の入国許可または入国パスを申請および取得したり、入国手続きを完了したりする合理的な機会を当該の者に与えるため。
- iv. 3ヵ月未満の短期契約を履行するため。
- v. ウガンダを旅行するため。

2.8 就労外国人に同行する家族

2.8.1 被扶養者パスは、国籍および出入国管理法に基づき本人が発行を受けた何らかの入国許可、居住証明書またはパスに基づき、ウガンダに居住する者またはウガンダに入国しようとする者の扶養家族に適用される。この場合における扶養家族とは、年齢、障害またはその他の事由により自活できず、生計を別の者に依存している者を行い、配偶者を含む。

2.8.2 被扶養者パスの所持者が有給の仕事に就くことは認められない。被扶養者がウガンダ国内での就労を希望する場合、当該被扶養者は就労許可を取得しなければならない。

2.8.3 学生用のパスは、教育大臣（Minister of Education）から免許を受けているウガンダ国内のいずれかの訓練機関が学生として受け入れた者に対して発行される。

2.9 在留期間の延長および在留資格の変更

2.9.1 許可またはビザの有効期間が間もなく終了する外国人で、引き続きウガンダへの滞在を希望する者は、有効期限の 3 ヶ月前までに更新申請を行うことが望ましい。これは、このリンク（<https://www.immigration.go.ug/downloads/visa-extension-application-form>）からダウンロードできる申請書の書式に記入して提出することにより行うことができる。

2.9.2 有効期間終了後は、就労許可の更新の申請をオンラインプラットフォーム（<https://visas.immigration.go.ug/>）を通じて行うことができる。

2.10 高度な技能を有する外国人専門家（該当者がいる場合）を対象とするポイント制出入国優遇制度

ウガンダには高度な技能を有する外国人専門家に対するポイント制出入国優遇制度はない。

2.11 期間および手数料

上記で検討したパス、ビザ、就労許可の取得に要する期間の見込みは、2～5営業日であり、支払うべき正式な手数料は、以下の表のとおり申請するビザや就労許可の有効期間に応じて異なる。

	種類	手数料（税金および専門家報酬は除く）
1	被扶養者パス	子ども：100米ドル その他の親族：500米ドル 政府公務員または外交官：無料 被扶養者パスの期間は、扶養者が有する就労許可等の期間によって決まる。
2	学生パス	東アフリカ共同体の国民：無料 東アフリカ共同体の国民でない者：100米ドル
3	一次入国ビザ	50米ドル
4	数次入国ビザ	i. 6 ヶ月：100 米ドル ii. 12 ヶ月：100 米ドル iii. 24 ヶ月：150 米ドル iv. 36 ヶ月：200 米ドル

5	特別パス	ウガンダ国内の者から資金提供を受ける申請者 または自分自身の費用を賄う申請者： i. 3 ヶ月：100 米ドル ii. 5 ヶ月：150 米ドル 外交官または公務員： i. 3 ヶ月：無料 ii. 5 ヶ月：無料
6	東アフリカ観光ビザ	i. 6 ヶ月：100 米ドル ii. 12 ヶ月：100 米ドル iii. 24 ヶ月：150 米ドル iv. 36 ヶ月：200 米ドル
7	就労許可・クラスA： 公務員および外交官	無料
8	就労許可・クラスA2： 政府の契約業者	i. 6 ヶ月：150 米ドル ii. 12 ヶ月：300 米ドル iii. 24 ヶ月：600 米ドル iv. 36 ヶ月：900 米ドル
9	就労許可・クラス B： 農業従事者	i. 6 ヶ月：800 米ドル ii. 12 ヶ月：2,500 米ドル iii. 24 ヶ月：4,000 米ドル iv. 36 ヶ月：5,000 米ドル
10	就労許可・クラス C： 鉱業労働者	i. 6 ヶ月：800 米ドル ii. 12 ヶ月：2,500 米ドル iii. 24 ヶ月：4,000 米ドル iv. 36 ヶ月：5,000 米ドル
11	就労許可・クラス D： 事業および貿易	i. 6 ヶ月：800 米ドル ii. 12 ヶ月：2,500 米ドル

		iii. 24 カ月 : 5,000 米ドル iv. 36 カ月 : 7,500 米ドル
12	就労許可・クラス E : 製造業者	i. 6 カ月 : 800 米ドル ii. 12 カ月 : 2,500 米ドル iii. 24 カ月 : 4,000 米ドル iv. 36 カ月 : 5,000 米ドル
13	就労許可・クラス F : 専門職	i. 6 カ月 : 800 米ドル ii. 12 カ月 : 2,500 米ドル iii. 24 カ月 : 4,000 米ドル iv. 36 カ月 : 5,000 米ドル
14	就労許可・クラス G1 : 宣教師およびボランティア NGO 労働者	i. 6 カ月 : 125 米ドル ii. 12 カ月 : 250 米ドル iii. 24 カ月 : 500 米ドル iv. 36 カ月 : 750 米ドル
15	就労許可・クラス G2 : 海外駐在員	i. 6 カ月 : 800 米ドル ii. 12 カ月 : 2,500 米ドル iii. 24 カ月 : 4,000 米ドル iv. 36 カ月 : 5,000 米ドル

3 部：ウガンダの税制

3.1 ウガンダ法人税制の概要

- 3.1.1 居住企業およびウガンダに恒久的施設を持つ非居住企業は、所得税法（Income Tax Act (Cap. 340)）（以下、「ITA」）に基づき、ウガンダにおいて発生した、またはウガンダで得たすべての所得について課税される。会社がウガンダの法律に基づいて設立された場合、会社の経営および業務管理がウガンダにおいて行われる場合、または、会社の業務の過半がウガンダ国内で行われる場合は、その会社は、税法上の居住企業である。
- 3.1.2 居住企業（子会社）の法人所得税の税率は、30%である。ウガンダに恒久的施設を持つ非居住企業（外国会社の支店）の法人所得税の税率も 30%である。ただし、外国会社の場合は、所得がウガンダから還流されるときには、支店の利益に 15%の税金が追加で課される。本国還流所得は、所定の公式に基づき算定されるので、支店が営業している年であっても必ず影響するわけではない。支店が所得還流をした場合に限り支店の利益に税金が適用されるため、子会社と支店との税金の違いはそれほど大きくならないこともある。
- 3.1.3 採取産業に従事する法人の課税については、法人所得税の税率は 30%のままであるが、非居住企業である下請業者が請負業者にサービスを提供することによりサービス報酬を得る場合、当該下請業者は、税率 15%の税金を支払う責任を負う。これに加え、居住企業であるライセンス保有者が非居住企業に支払う参加配当には、15%の源泉徴収税が課される。

3.2 国内源泉所得

3.2.1 ウガンダにおける国内課税対象所得の源泉の例には、以下のものがある。

- (a) ウガンダで発生する事業所得
- (b) ウガンダで発生する給与所得
- (c) 管理手数料および専門家報酬
- (d) ロイヤルティー
- (e) 貸付利子
- (f) ウガンダ居住企業からの配当金
- (g) 資産の売却または移転による利益

3.3 法人所得税の概要

上記3.1項を参照

3.4 源泉所得税の概要

- 3.4.1 具体的な支払いに適用される源泉所得税の税率は、本 3.4 項に記載するとおりである。ただし、源泉徴収税を課される支払いの受領者がウガンダと二重課税防止条約を結ぶ国の居住者である場合には、源泉徴収税の税率が低減される場合がある。以下の 3.5 項において、ウガンダが締約国となっている租税条約について記載している。

配当

- 3.4.2 ウガンダの居住者に支払われる配当金、または上場株式に関して個人に支払われる配当金には、それぞれ 15%と 10%の税率で源泉徴収税が課税される。非居住者に対して支払われる配当金には、15%の源泉徴収税が適用される。受取人が、配当金支払企業の議決権の 25%以上を直接的または間接的に支配する居住者企業である場合、源泉徴収税は課されない。

利子

- 3.4.3 居住者および非居住者に支払われる貸付利子には 15%の源泉徴収税が課される。利子が自然人、金融機関、関連会社に支払われる場合において、受領者のもとで免税となる場合は、源泉徴収税は課されない。

- 3.4.4 居住企業が支払う社債の利子も、以下のすべての条件を満たす場合は免税となる。

3.4.4.1 ウガンダ国外で起債するためにウガンダ国外の非居住者に対して会社が広く発行した社債であること。

3.4.4.2 当該会社がウガンダ国内で営む事業で利用する資金の調達をする目的で発行した社債であること、または公的性格を有する銀行もしくは金融機関に支払われる利子であること。

3.4.4.3 ウガンダ国外で支払われる利子であること。

- 3.4.5 居住者と非居住者の両方に対して支払われる政府証券に基づく利子には、以下の税率による源泉徴収税が課される。

3.4.5.1 満期までの期間が 10 年を超えない政府証券については 20%

3.4.5.2 満期までの期間が 10 年以上の政府証券については 10%

ロイヤルティー

- 3.4.6 居住者から非居住者に支払われるロイヤルティーには、15%の源泉徴収税が課されるが、居住者から別の居住者に支払われるロイヤルティーには、源泉徴収税は課されない。

管理手数料および専門家報酬

- 3.4.7 管理手数料および専門家報酬には、源泉徴収税が課される。従って、ある居住者から別の居住者に支払われる管理手数料および専門家報酬には、6%の源泉徴収税が課される。居住者から非居住者に支払われる管理手数料および専門家報酬には、15%の源泉徴収税が課される。

賭事およびゲーミング

- 3.4.8 賭事およびゲーミングの賞金には、居住者と非居住者の両方とも、15%の源泉徴収税が課される。ITA では「賞金」という用語の定義はされていない。

資産、事業または事業資産の購入

- 3.4.9 居住者が非居住者から購入した資産には、10%の源泉徴収税が課される。
- 3.4.10 居住者が別の居住者から事業または事業資産を購入する場合は、6%の源泉徴収税が課される。事業資産 (business asset) とは、事業で使用する資産、または事業で使用するように保有する資産をいい、これには、事業で販売用として保有する資産や、パートナーシップまたは会社の資産も含まれる。

再保険の保険料

- 3.4.11 居住者が非居住者に支払う再保険サービスの保険料には、10%の源泉徴収税が課される。ただし、Uganda Reinsurance Company Limited、African Reinsurance Company Limited および PTA Reinsurance Company Limited の提供する再保険サービスは除く。

コミッション

- 3.4.12 以下の支払金には、10%の源泉徴収税が課される。
- (a) プリペイド通話カード (airtime) の配布またはモバイルマネー・サービスの提供に関し、電気通信事業者が支払うコミッション
 - (b) 保険事業者が保険代理店に対して支払うコミッション
 - (c) 広告代理店に支払われるコミッション

物品・サービス

- 3.4.13 政府、政府機関、政府支配下の会社または財務大臣（Minister of Finance）の通達で源泉徴収義務者（withholding tax agent）に指定された者が供給する物品・サービスに関しては、100 万 ウガンダ・シリング（約 270 米ドル）を超える支払金には、6%の源泉徴収税が適用される。
- 3.4.14 上記の基準額には、月次の総額が用いられる。従って、ある事業体に物品・サービスを定期的に供給する契約については、その総額が 100 万ウガンダ・シリングを超える場合は、源泉徴収税の課税対象となり、源泉徴収義務者は、この履行のための管理費用を負担する。

3.5 租税条約

- 3.5.1 現在、ウガンダは、ベルギー、デンマーク、インド、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、英国およびザンビアと、二重課税防止条約（Double Taxation Treaty、以下、「**DTT**」）を結んでいる。
- 3.5.2 東アフリカ共同体の加盟国との DTT は、調印しているが、まだ発効していない。
- 3.5.3 中国、エジプト、イタリア、セーシェル、スーダンおよびアラブ首長国連邦との DTT は、交渉は完了しているが、まだ調印していない。
- 3.5.4 ITA は、DTT の特典の対象を、ウガンダと二重課税条約を結んでいる国の居住者が、当該所得を享受しその将来の利用を決定できる完全で制限のない能力を有する実質的所有者（beneficial owner）として所得を受け取る場合であり、かつ、居住国で経済的実体も有している場合に限定している。「実質的所有者（beneficial owner）」とは、所有権、議決権付証券、契約またはその他のいずれかによるかを問わず、直接的または間接的に、法人（自然人以外）を所有しまたはその支配的持ち分を有しており、かつ、法人または法的取決めの経営および方針に対する支配権を行使する自然人をいう。
- 3.5.5 ウガンダは、アフリカで 8 番目に税務行政執行共助条約（Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）に調印した国である。同条約は、要請に基づく情報の交換、自発的交換、自動的交換、海外での税務調査、同時税務調査、および税徴収支援等の税務に関する行政支援の形式について定めるものである。また同条約は、納税者の権利を守るための包括的保護を保障している。ウガンダは、2012 年に「税の透明性と税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラム（The Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）」に参加しているが、同条約に調印することにより脱税や租税回避への対策をさらに前進させた。

3.6 消費税の概要

3.6.1 付加価値税

- 3.6.1.1 付加価値税法 (Value Added Tax Act (Cap.349)) (以下、「**VATA**」) の規定に従い、ウガンダでの物品・サービスの供給、およびウガンダへの物品・サービスの輸入には、付加価値税 (以下、「**VAT**」) が課される。VATA は VAT に二つの税率を設けている。VATA 別表 3 (Third Schedule) に規定されるゼロ税率供給 (zero-rated supplies) の場合は 0%、その他すべての場合は 18% の標準税率である。課税供給 (taxable supplies) の年間売上高が 1 億 5,000 万ウガンダ・シリング以上のすべての事業者は、VAT の登録をし、自らの課税供給について VAT を賦課・徴収・送金することが法律により義務付けられている。なお、仕入時に支払った VAT 分 (仕入 VAT) を取り戻すための控除がある。
- 3.6.1.2 供給や輸入が免税として指定される物品・サービスには、VAT は課税されない。これらの物品・サービスは、VATA の別表 2 (Second schedule) に定められている。ウガンダから輸出される物品・サービス、ウガンダで製造された物品、乗客、そのチケット、製剤、医薬品、および医療関連物品、教育用資料などの国際輸送には、VAT 税率ゼロが適用される。金融サービス、保険および再保険サービス、未耕地、教育サービス、医療および農業に関するサービスなどは、非課税のサービスである。
- 3.6.1.3 ある課税対象者が別の課税対象者に対して継続事業を移転する場合に、その一環としての物品の供給も、以下の条件を満たす場合には、VAT は非課税となる。
- 3.6.1.1 供給業者が別個のものとして営業が可能な事業の一部 (例えば、ある事業の支店) を処分すること。
 - 3.6.1.2 売主と買主の双方が VAT の課税対象者として登録されていること。
 - 3.6.1.3 売買契約により、当該財産が継続事業として売却される売主の事業の全部または一部であることが明確になっていること。
 - 3.6.1.4 事業活動が、事業を買主へ移転した後も少なくとも 2 年間は継続すること。
 - 3.6.1.5 売主が買主に対し、売却される企業の営業継続に必要な施設 (例えば、施設、工場設備、在庫品、無形資産 (のれん、関係先およびライセンスなど)) の全部、ならびに企業の営業体制およびプロセスの全部を供給する場合。
 - 3.6.1.6 売却の日まで売主が事業 (売主が営む、より大きな事業の一部であるか否かを問わない) を営む場合であって、事業の性質が取引後も変わらないこと。
 - 3.6.1.7 売主と買主は、譲渡から 21 日以内に、移転の詳細を書面でコミッショナー・ジェネラル (Commissioner General) に通知するものとする。
- 3.6.1.4 VATA には以下のペナルティが定められている。

- (b) VAT 登録を怠った場合 - VAT 登録が可能となった時から登録がされるまでの間の納付すべき VAT の金額の 2 倍相当額
- (c) VAT 申告が遅れた場合 - ペナルティとして、20 万 ウガンダ・シリング（約 55 米ドル）と、申告が未履行であった期間中の月利 2%の利息（複利）のうち、大きい方
- (d) VAT を納付しない場合 - 未納付の税金に対する月利 2%の利息（複利）

3.6.2 物品税

3.6.2.1 2014 年物品税法（Excise Duty Act, 2014）（以下、「**EDA**」）に従い、物品税が課される。

3.6.2.2 物品税の対象となる物品およびサービスの製造業者、輸入業者または供給業者（小売業者を除く）は、URA に登録して登録証明書を取得し、さらに、物品税の対象となる物品またはサービスの製造、提供または取引（小売りは除く）が行われる施設を登録しなければならない。物品税の対象となる物品の例として、フルーツジュース、ビール、タバコ、セメント、燃料などが挙げられる。また、物品税の対象となるサービスの例として、携帯電話サービスの通信時間、OTT（Over The Top）サービス、インターネット、ATM 手数料などが挙げられる。

3.6.2.3 物品税は、課税対象の納品時に課税され、納付期限は、コミッショナーに税務申告書を提出した日である。

3.7 個人税制度の概要

3.7.1 自然人の所得税は、源泉地を基準に課せられ、居住者と非居住者で異なる。非居住者の所得については、ウガンダで発生した所得の部分のみウガンダで課税される。しかし、居住者については、全世界の所得についてウガンダで課税される。

3.7.2 下記のいずれかに該当する個人は、ウガンダの居住者とみなされる。ウガンダに定住地を持っている場合、当該課税年度に 183 日以上ウガンダに滞在している場合、当該課税年度およびそれ以前の 2 年間に於いて平均で 122 日間 ウガンダに滞在している場合、または当該課税年度に外国に配属されたウガンダ政府の被用者もしくは公務員である場合。

3.7.3 すべての労働者は、源泉課税方式（Pay As You Earn、以下、「**PAYE**」）と呼ばれる制度に基づき所得税を納付しなければならない。PAYE の税率は累進課税で、階層に基づく累進税率がとられている。最低税率は 10%、最高税率は 40%である。

3.8 その他の主な税

3.8.1 キャピタルゲイン税

3.8.1.1 キャピタルゲイン税（以下、「**CGT**」）は、資産の譲渡によって発生する利益の金額に対し、30%の税率で課される。資産が譲渡されたとみなされるのは、これが納税者により売却、交換、償還、分配される場合、贈与として移転される場合、または紛失するかもしれない破棄される場合である。

3.8.1.2 **CGT** は、資産を譲渡する（居住者または非居住者である）者が支払わなければならない。個人の場合、**CGT** の対象となる資産は、ウガンダにある有限責任会社（私会社）の株式または商業建物である。会社の場合、**CGT** の対象となる資産には、動産か不動産かを問わず、会社が使用するかまたは使用するために保有する物品、土地、あらゆる種類の資産が含まれる。ウガンダの証券取引所に上場された証券の譲渡に起因する利益は、**CGT** の対象とならない。

3.8.1.3 **ITA** は、所定の取引について **CGT** を非課税としている。これには、夫婦間の資産の譲渡、離婚調停もしくは真正な別居契約による夫婦であった者同士での資産の譲渡、資産の非自発的譲渡（ただし、当該譲渡から 1 年以内に同種の資産に収益金を再投資する範囲とする）、納税者の死亡による受託者または受益者に対する資産の移転、個人の住居の譲渡などがある。

3.8.2 輸入税

3.8.2.1 ウガンダは、**EAC** の関税同盟の加盟国である。このため、2004 年東アフリカ共同体関税管理法（**East African Community Customs Management Act, 2004**、以下、「**EACCMA**」）に基づく輸入税が課される。物品の輸入には、その性質と価格に応じて **EACCMA** に基づく輸入税が課される。輸入税査定における価格は、輸入される物品の原価、保険料および運賃の価額に基づいて決定される。輸入税率は、物品の性質および種類によって異なる。

3.8.2.2 **EAC** 関税同盟加盟国は、以下の税率により 3 段階の対外共通関税（**Common External Tariff**）を課すことで合意した。原材料、資本財、農業用資材、特定の医薬品、医療機器は 0%、中間財でその後の生産に使用されるものは 10%、最終財は 25%である。特定の物品に対応する税率一覧が、**EAC** 関税同盟の設立に関する議定書（**Protocol on the Establishment of the EAC's Customs Union**）の付属書 I（以下「**対外共通タリフコード**」）に記載されている。

- 3.8.2.3 輸入税は輸入者が納付する。EACCMA は同法の別表 5 で免税品を定めているが、免税は特定の支援団体や援助資金で設立された組織に関係する特定の物品にしか適用されない。

3.8.3 印紙税 (*Stamp Duty*)

- 3.8.3.1 印紙税は、特定の文書および取引に対し、表面税率または（価格に応じた）従価税率で課される。株式の譲渡時には、1.5%の印紙税を支払わなければならない。一方、株式資本の増額時および上場会社の株式の譲渡時には、0.5%の印紙税を支払わなければならない。専門家は、職業ライセンスまたは証明書を取得する際に、10 万 ウガンダ・シリング（約 27 米ドル）の印紙税を支払わなければならない。会社または政府が戦略的投資プロジェクト（工業団地またはフリーゾーンなど）の実施のみを目的として自らまたは代理人により締結する文書については、印紙税が免除される。その他の契約書および文書については、2014 年印紙税法（Stamp Duty Act, 2014）が定める各税率で印紙税が課される。

- 3.8.3.2 印紙税が課されないものには、貸付、社債、権利証書預託式抵当権に関する取引に関して締結された文書、抵当不動産に担保を追加する文書、生命保険証書がある。開発プロジェクト用の貸付金の貸付実行に係る前提条件である株式資本増加や、証券取引所への上場時の資本増加にも、印紙税は課されない。

3.8.4 移転価格税制および過少資本税制

- 3.8.4.1 移転価格に関する規則は、関連企業間での物品の販売、サービスの提供、無形資産の譲渡、資金の貸し付けまたは借入れに関する国境を越えた取引における価格の取り決めは、独立当事者原則によるものでなければならないと規定している。

- 3.8.4.2 ある会社が別のある会社を支配しているか、または双方の会社が同じ人もしくはグループの共通の支配下にある場合は、当該会社は当該別の会社と関係があるまたは当該会社の関連企業（associate）とみなされる。支配と認められるには、ほかの者の指示、要求、提案または希望に従って行為することを要し、事業上の関係の有無や、これらの指示、要求、提案または希望が当該当事者に連絡されるかにかかわらない。もっとも一般的なものとしては、これに含まれるのは、複数の会社が共通の支配下にある状況であるが、これは、これらの会社が一つのグループに含まれているか、または同じ個人に所有されているためである。

- 3.8.4.3 支店または恒久的施設は、2011 年所得税（移転価格）規則（Income Tax (Transfer Pricing) Regulations, 2011）（以下、「TP 規則」）においては、本店から別個独立した法人として取り扱われ、従って、関連企業（associate）とみなされる。

- 3.8.4.4 TP 規則は、その大部分が、「多国籍企業のための OECD 移転価格ガイドライン（OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises）」が定める原則をモデルとして作成されている。TP 規則により、納税者は、移転価格に関する

書類を作成・保管し、ウガンダ歳入庁の求めに応じてかかる書類を提出しなければならない。TP 規則は、ウガンダ国内または国外に所在地のある関係者との取引をする納税者に適用される。

3.8.4.5 以前、ウガンダにおいては、負債資本比率 (debt to equity ratio) を 1.5 : 1 として過小資本規則が適用されていたが、これは 2018 年に廃止された。代わりに、ITA が改正され、借入などの債務によって総所得中の所得が生み出された限度において、当該債務に関して所得年度中に発生した利子の控除を認めている。「債務 (Debt obligation)」には、スワップ契約および住宅金融組合の持ち分に基づき発生したスワップ支払をする義務が含まれる。

3.8.4.6 あるグループの構成員である納税者（金融機関や保険業を営む者を除く）が債務者であるすべての負債に関する控除対象利息の金額は、税務上の EBITDA (tax earnings before interest, tax, depreciation and amortisation) の 30%を超えてはならない。利息が税務上の EBITDA の 30%を超える納税者は、利息の超過分を最大 3 年間繰り越すことができ、利息の超過分は、翌年の所得年度中に発生したものとして取り扱われる。「グループ (Group)」とは、共通の所有関係に基づいた、個人以外の複数の人をいう。

3.9 租税手続法

3.9.1 2014 年租税手続法 (Tax Procedures Act, 2014、以下、「TPA」) は、税法の運用に関する手続きについて定め、租税管理手続きを調整・統合している。

3.9.2 TPA は、納税者が、取引の課税上の取り扱いに関する個別裁定 (Private Ruling) をコミッショナーに請求することを認めている。コミッショナーは、かかる個別裁定に拘束される。

3.10 国際取引に関するその他の主な法人税

上記の第3.8.4項で述べた移転価格規則を参照のこと。

第 4 部: 人材管理

4.1 法律の適用

4.1.1 ウガンダにおける雇用および労働関連事項に適用される主な法律は、以下のとおりである。

- (a) 1995 年ウガンダ共和国憲法 (*Constitution of the Republic of Uganda, 1995*) (以下、「憲法」) — 平等および差別からの自由、奴隷および強制労働からの保護、公正なヒアリングの権利、結社の自由および経済的権利の保護を含むさまざまな雇用関連の権利および保護について規定している。
- (b) 2006 年雇用法 (*Employment Act, 2006*) (以下、「雇用法」) — 雇用者と被雇用者間の関係を規定し、個々の雇用関係を規律する法律を統合するとともに、その他関係する事項について規定している。
- (c) 2006 年労働組合法 (*Labour Unions Act, 2006*) — ウガンダにおける労働組合の設立、登録および運営について規定している。労働組合法は、労働者には労働組合を結成する権利があることを定めた上で、労働者の団結権を雇用者が妨害することを禁じている。
- (d) 国家社会保障基金法 (*National Social Security Fund Act (Cap. 222)*) (以下、「NSSF 法」) — 国家社会保障基金 (National Social Security Fund : NSSF) という、ウガンダの労働者の退職給付とする目的でその貯蓄を徴収、管理および運用する専門の基金を設立する。NSSF 法は NSSF の会員資格、拠出金の支払いおよび NSSF からの給付金の支払いについても規定している。
- (e) 2000 年労働者補償法 (*Workers Compensation Act, 2000*) — 雇用の性質および形態により傷害を受けた労働者の補償の権利を定めている。
- (f) 2006 年労働衛生安全法 (*Occupational Safety and Health Act, 2006*) — 職場の登録について規定するとともに、職場の安全性および労働者への安全装備や設備の提供を徹底するための職場検査の導入について定め、労働安全衛生に関する法律を統合、調整、更新している。
- (g) 2006 年労働争議 (仲裁および和解) 法 (*Labour Dispute (Arbitration and Settlement) Act, 2006*) — 労働争議に関する法律を改訂および統合し、労働争議の審理および解決を専門に行う労使裁判所 (Industrial Court) の設置を定め、さらに、労働争議を裁判所で処理する手続きも創設している。

4.1.2 この法的枠組みは、賃金、休暇、社会保障、労働安全衛生、労働組合結成、女性と青少年の雇用、労働争議の解決を網羅する、雇用に影響を及ぼすすべての問題に対応するものである。

4.1.3 ウガンダにおける雇用を規律する法律は、ウガンダが調印している国際労働機関 (ILO) のさまざまな条約を国内法化したものでもある。ウガンダは二元論の国で

あり、これは憲法第 123 条(1)および(2)ならびに条約批准法 (Ratification of Treaties Act (Cap. 2014)) の適用に従ったものである。

4.2 採用

4.2.1 ウガンダにおける雇用関係は契約関係であり、従って、契約当事者は雇用契約の条件に自らの意思で同意したものと推定される。この契約の自由は、職場における平等および差別からの自由、奴隷および強制労働からの自由を規定するウガンダの憲法および雇用法に基づき保護される権利および自由に従うことが条件となる。雇用者は所定のポジションに合うと自らが考える者を誰でも雇用する自由を有している一方で、雇用の検討にあたっては、憲法と雇用法が定める採用候補者の権利および自由を侵害してはならない。さらに、雇用者は、雇用期間中はこれらの自由および保護を享受できることを保証し、徹底すべきである。

4.2.2 雇用者は、求人広告を掲載する場合は、人種、性別、妊娠、未・既婚、健康状態、民族的・社会的出自、肌の色、年齢、障害、宗教、良心、信条、文化、服装、言語、出生など、どのような理由であれ、いかなる者をも直接的または間接的に差別しないように行わなければならない。これにかかわらず、雇用者は、正当な理由があれば、職務・職位に関する所定の基準を満たす者を雇用することができ、さらに、アフーマティブアクションに基づきコミュニティの疎外された人びとの中から雇用することもできる。

4.2.3 職業紹介所：ウガンダには政府が運営する職業紹介所がない。民営の職業紹介所があるが、職業紹介所は、ジェンダー・労働・社会開発省 (Ministry of Gender, Labour and Social Development) の登録を受け、さらに、労働局長 (Commissioner of Labour) の発行する採用許可を取得しなければならない。労働者を採用して海外に送り出す紹介所は、さらに、ウガンダ海外出稼ぎ労働者の採用および雇用に関する規則および規定 (Rules and Regulations governing the Recruitment and Employment of Ugandan Migrant Workers Abroad) に基づき、ジェンダー・労働・社会開発省の国外雇用部 (External Employment Unit) に対してライセンスを申請することを要する。申請が認められた者に対しては、2 年間のライセンスが発行される。

4.2.4 雇用の照会：労働者の身元照会や労働者に関する背景調査は制限されていないが、憲法が与える労働者のプライバシー権を念頭に置きながら慎重に行うべきである。

4.3 雇用契約

雇用契約は、口頭と書面のどちらでもよい。臨時従業員は、勤務が連続して4ヵ月間にわたる場合は、書面による契約、ならびにほかの従業員が享受するすべての権利および利益を得る権利を有する。雇用法の規定を明示的に排除した（または雇用法の規定よりも労働者に

不利な条件を含む）雇用契約は無効である。雇用法の定めよりも労働者に有利な条件については、両当事者は自由に合意することができる。

4.4 賃金

4.4.1 ウガンダの最低賃金が最後に更新されたのは 1984 年であり、6,000 ウガンダ・シリング（約 2 米ドル）とされた。2015 年最低賃金法案（Minimum Wages Bill, 2015）は、特に、さまざまな産業分野に応じて最低賃金を決定することを規定しようとするものであり、議会で可決されたものの、この法案は大統領によって廃案とされた。

4.4.2 現在は、ウガンダには最低賃金は存在しない。しかし、雇用者は、労働者の行った仕事に見合った公正な賃金を労働者に支払うことが望ましい。

4.5 労働時間、休憩および休暇に関する制度

4.5.1 雇用法は、労働者の所定労働時間の上限を週 48 時間と規定しているが、雇用者と労働者の合意により週 48 時間を超過することができる。ただし、労働時間が 1 日 10 時間または週 56 時間を超えないことを条件とする。同法は、管理職にある労働者および扶養親族最大 5 人を雇用する家族経営の職場で就労する者については、これよりも長い労働時間とすることを許可する権限を大臣（Minister）に認めている。

4.5.2 所定労働時間の上限が 1 日 8 時間以上の職場では、労働者には 1 日あたり 30 分の休憩が与えられるものとする。

4.5.3 年次休暇については、その雇用者との間で連続 6 ヶ月間以上勤務している労働者、または雇用契約に基づき通常週 16 時間以上勤務している労働者は、4 ヶ月間ごとに 7 日間の割合で有給休暇を付与され、また、すべての公休日を休暇とする権利を有する。雇用が終了したときは、労働者は、自らが休日を取得しなかった期間に応じた有給休暇を得る権利も有する。

4.5.4 時間外労働：労働者が 1 日 8 時間または週 48 時間を超えて勤務する場合、当該労働者の報酬は、時間外労働が通常の勤務日に行われた場合は通常の時間給の 1.5 倍とし、一方、時間外労働が官報で定められた公休日に行われた場合は 2 倍とするものとする。

4.5.5 産休および父親の育児休暇：女性の労働者は、出産または流産したときは有給で 60 日間（就業日）の産休を取得する権利を与えられている。また、男性の労働者は、妻が出産または流産したときは 4 日間（就業日）の育児休暇を取得する権利を与えられている。

4.6 就業規則

- 4.6.1 雇用者は、雇用日から 12 週間以内に雇用の条件を記載した書面を労働者に交付しなければならない。雇用者は、この書面の写しを保管し、要求があり次第写しを労働局担当官（labour officer）に提示するものとする。この書面は、通常は事業体の就業規則（Code of Conduct）に取り込まれている。
- 4.6.2 25人を超える労働者を雇用する雇用者は、セクシャルハラスメント防止ポリシーを書面で作成しなければならない。

4.7 安全・衛生

- 4.7.1 施設を就労場所として使用しようとする者は、労働安全衛生局長（Commissioner of Occupational Safety and Health）にその施設を登録しなければならない。就労場所とは、あらゆる就労の場所、業務を遂行するあらゆる場所および区域という意味で定義され、これには、恒久的で固定された屋内の就労場所（事務所、店舗、工場）、および仮設の就労場所（土木工事現場など）が含まれる。
- 4.7.2 一つの職場に 20 人以上の労働者を有する雇用者は、勤務中の労働者の安全衛生に関するポリーステートメントを書面で作成し、適切な頻度でこれを改訂するものとする。このほか、雇用者は、安全責任者が求める場合は、20 人以上の労働者がいる職場に安全衛生委員会を設置する義務を負う。

4.8 退職および解雇

- 4.8.1 解雇は、雇用法で認められており、以下の形式で行うことができる。

4.8.1.1 通知による解除

- (a) いずれの当事者も、雇用契約に定める通知期間に従って他方の当事者に解除通知を行うか、または通知に代わる支払いをすることにより雇用契約を解除することができる。通知期間が雇用契約に定めるものよりも短い場合や、通知に代わる支払いが行われない場合は、当事者は、違法な解雇であるとして効力を争うことができる。
- (b) 雇用法は、通知期間の下限を以下のとおり定めている。
- i. 労働者が雇用されてきた期間が 6 ヶ月超、1 年未満であった場合は、2 週間以上
 - ii. 労働者が雇用されてきた期間が 12 ヶ月超、5 年未満であった場合は、1 ヶ月以上

- iii. 労働者が雇用されてきた期間が5年以上、10年未満であった場合は、2ヵ月以上
 - iv. 労働者が勤続10年以上であった場合は、3ヵ月以上
- (c) 雇用契約において上記の法定の通知期間よりも長い通知期間が定められている場合は、両当事者は長い方の通知期間を遵守することを要する。

4.8.1.2 即時解雇

- (a) 雇用法は、雇用者が成績不良または非行を理由として即時解雇することを認めている。これらの理由で労働者の解雇を決定する前に、雇用者は、非行または成績不良という理由についてヒアリングの機会を労働者に与えなければならない。雇用者は、さらに、当該解雇を検討する理由を労働者が理解できるような文言で労働者に説明しなければならない。
- (d) 上記ヒアリングの際は、労働者は、別の労働者、労働組合、自分で選定した法定代理人またはその他自らが選んだ者を説明に立ち会わせる権利を有する。労働者は、解雇の決定が行われる前に、ヒアリングをさせ、自分の陳述を考慮させる権利を有している。

4.8.1.3 余剰人員を理由とする解雇

- (a) 雇用法により、雇用者は、労働者に仕事を与える義務を負う。仕事の指示がなく、これにより労働者が余剰となる場合は、雇用者は、経済的、組織構造的、技術的、または職務上の理由により雇用契約を解除することができる。
- (b) この解雇が許容される場合であっても、解雇の理由を雇用者と労働者の間で完全に開示しなければならないことに留意することが重要である。さらに、雇用者は、労働者に対して解雇通知を発行しなければならない。また、当該労働者は、退職時の給付金については、法律により与えられるもの、および（該当する場合は）雇用者の雇用ポリシーに定めるものをすべて受け取る権利を有するものとする。

4.9 ウガンダの社会保障制度

4.9.1 NSSF 法は、国家社会保障基金（以下、「**本基金**」）を設立し、また、雇用者に対し、加入資格を有する労働者の月額賃金総額の 15%相当の拠出金を本基金に月次で拠出することを要求している。この 15%は、雇用者の拠出金 10%と労働者の拠出金 5%からなる。加入資格を有する労働者は、16 歳を超え 55 歳未満の者であり、適用が免除される雇用契約の労働者は除く。

4.9.2 現在は基金への拠出を義務付けられている雇用者は 5 名以上の労働者を雇用する雇用者だけであるが、これに対し、それ以外の雇用者と労働者についても登録と社会保障基金への拠出を認める提案がある。

第5部：ウガンダにおける知的財産の法的枠組み

知的財産は、性質上、属地的なものであるため、一つの国で保護されても、別の国における保護は保障されない。知的財産はウガンダで長い間認められ、保護されてきたが、近年ではウガンダにおいて自らの知的財産を保護しようとする企業が増えている。ウガンダでより一般的に利用され保護される知的財産の種類には、商標権、著作権および著作隣接権、意匠権、特許権および実用新案権、ならびに営業秘密などがある。知的財産の登録は、URSB の知的財産局（Intellectual Property Directorate）が行う。

国レベルでは、ウガンダには、知的財産の登録および保護を規律する一連の国内法がある。広域的レベルおよび国際レベルにおいては、ウガンダは、アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization、以下、「ARIPO」）および世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、以下、「WIPO」）の加盟国であり、知的財産の広域および国際的な保護を促進する ARIPO および WIPO の多くの条約および議定書に調印している。ウガンダは、国際法に関して二元的な制度を採用しており、国内法の適用に影響がある条約および議定書が調印された場合は、議会による法律（Act of Parliament）によりこれらを国内法化すべきである。

5.1 商標権

ウガンダにおいては、商標は、商標法（Trademarks Act, No. 17 of 2010）（以下、「商標法」）および商標法規則（Trademarks Regulations, S.I No. 58 of 2012）により規定されている。広域的には、ウガンダは、商標についての ARIPO バンジュール議定書（ARIPO Banjul Protocol on Marks）の加盟国であるが、同議定書については、自国の商標法令への国内法化をしていない。そのため、ARIPO バンジュール議定書に基づき、ウガンダを指定して登録された商標は、ウガンダでは執行できない。ただし、詐称通用によるコモンロー上の請求権に基づく場合はこの限りではない。国際的には、ウガンダは、特に、パリ条約（Paris Convention）、TRIPS 協定（TRIPS Agreement）およびニース分類（Nice Classification）の加盟国であるが、ウガンダは、商標の国際登録制度であるマドリッド制度（Madrid System）の加盟国ではない。ウガンダの商標制度の顕著な特徴を以下に定める。

項目	コメント
商標を登録できる者	自然人（自国民と外国人のいずれも可）と法人（国内と国外のいずれも可）
商標登録代理人／弁護士	外国人であるすべての出願人には、ウガンダ国内の代理人および送達住所がなければならない。代理人とは、ウガンダ高等裁判所（High Court）の弁護士と定義される。
保護の対象	視覚媒体により表現することができる標識、標章、標識の組み合わせであって、ある事業に係る商品またはサービスをほかの事業に係る商品またはサービスから識別することができるものをいう。

項目	コメント
	標識または標章に含まれるのは、言葉、シンボル、スローガン、ロゴ、音、におい、色、ブランドラベル、名称、署名、文字、数字またはこれらの組み合わせである。
商標に識別力があり登録可能とみなされるために必要な事項	商標を登録するためには、当該商標が以下の項目を少なくとも一つ備えていなければならない。 a) 特別なまたは特有の態様で表示された会社、個人または企業の名称 b) 出願人またはその事業の被承継人の署名 c) 考案された言葉 d) 商品またはサービスの特性または品質に直接関連しない言葉であって、通常の意味では地名でも姓でもない言葉 e) その他の識別性のあるマーク。その識別力を証明するものを提示すること。
商標分類	商標の登録は特定の商品・サービスに関して行うことを要する。その商品・サービスが該当する分類に関して疑義がある場合は、商標登録官（Registrar of Trademarks）が決定する。 ウガンダは、商品およびサービスのニース分類に従っており、単一分類の出願システムを運営している。
登録手続き	商標登録出願は、以下の手順で登録される。 a) 出願前商標登録可能性調査（必須） b) 商標登録出願 c) URSB による方式審査および受理 d) 商標登録官による実体審査 e) ウガンダ官報での 60 日間にわたる商標登録出願の公告 f) 不服当事者による異議申し立て（もしあれば） g) 商標の登録
登録の有効性および期間	商標の登録は出願日から 7 年間有効である。 登録は、当初の登録およびその後の譲渡または移転の有効性に関する一応の証拠となる。 あらゆる法的手続きにおいて、7 年間の満了後は、登録簿パート A の当初の登録はあらゆる点で有効とみなされる。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。

項目	コメント
	(a)登録が詐欺により取得されたものである。 (b)登録が商標法により制限を受ける。
登録の更新	当初の登録が満了する場合は、商標登録は引き続き 10 年間更新することができる。 更新手数料の不払いを理由に商標が登録簿から抹消されることがある。ただし、商標権者は、1 年間は商標の回復を申請することができる。
商標の取り消し	以下の場合これを理由として、商標を取り消して商標登録簿から抹消すること、あるいは商標登録簿を修正することができる。 a) 使用していない。 b) 本国 (country of origin)、特にパリ条約および TRIPS 加盟国において従前の登録があった証拠がある。 c) 防護商標としての商標登録の要件を充足しなくなった。 d) 商標法により登録が制限されている。
詐称通用	商標法は詐称通用に係るコモンロー上の権利を認めている。商標法の定めは、商品・サービスを他人の商品・サービスとして詐称通用をした場合の請求権や、請求権に関する救済に影響を及ぼすものと解釈してはならない。
模倣	ウガンダには模倣に関する具体的な法律や監督機関はない。しかしながら、商標の偽造や模倣は、商標法に基づく懲役および／または罰金が科される犯罪である。 模倣された商標の商標権者は、模倣者に対して民事訴訟を提起することもできる。 民事と刑事のいずれの手続きにおいても、裁判所は、すべての模倣品、およびその他侵害にかかわるすべての物について、裁判所の指示に従った没収および処分を命じることができる。

5.2 意匠権

ウガンダにおいては、意匠権は、工業所有権法 (Industrial Property Act, No. 3 of 2014) (以下、「工業所有権法」) およびその施行規則 (Industrial Property Regulations, S.I No. 12 of 2017) (以下、「工業所有権法規則」) により規定されている。広域的には、ウガンダは、特許および意匠に関する ARIPO ハラレ議定書 (ARIPO Harare Protocol) の加盟国であり、同議定書を工業所有権法および工業所有権法規則へ国内法化している。しかしながら、ウガンダは、意匠に関する

WIPO の条約および議定書を調印していない。ウガンダの意匠制度の顕著な特徴は以下のとおりである。

項目	コメント
意匠を登録できる者	自然人（自国民と外国人のいずれも可）と法人（国内と国外のいずれも可）
代理人／弁護士	外国人であるすべての出願人には、ウガンダ国内の代理人および送達住所がなければならない。代理人とは、ウガンダ高等裁判所（High Court）の弁護士と定義される。
保護の対象	意匠とは、実用品の装飾的または美的な側面をいう。 意匠は、これが新規である場合に限り登録を受けられる。これは、世界のどこにおいても公開されていないことを意味する。 単に技術的成果を得るのに役立ち、外観の任意の特徴について自由のない意匠は保護されない。
登録手続き	意匠登録出願は、以下の手順で登録される。 a) 意匠登録出願 b) URSB による方式審査および受理 c) 意匠登録官による実体審査 d) ウガンダ官報での 90 日間にわたる意匠の公告 e) 不服当事者による異議申し立て（もしあれば） f) 意匠の登録
登録の有効性および期間	意匠権の登録の当初の期間は出願日から 5 年間である。
登録の更新	当初の登録が満了する場合は、意匠権の登録は引き続き 1 期を 5 年間としてさらに 2 期の更新が可能である。 意匠権は最長 15 年間有効とし、その後は更新できない。 意匠権の登録の更新手数料の支払いは、登録期間満了前の 12 ヶ月間の中で行う。 更新手数料の支払いを遅延した場合には、規定の割増料金の支払いがあれば、6 ヶ月間の猶予期間が認められる。 更新手数料の不払いを理由に意匠権が登録簿から抹消されることがある。ただし、意匠権者は、更新すべきであった日から 1 年間の猶予を有する。

5.3 特許権および実用新案権

特許権および実用新案権は、工業所有権法および工業所有権法規則により規定されている。広域的には、ウガンダは、特許および工業意匠に関する ARIPO ハラレ議定書の加盟国であり、同議定書を工業所有権法および工業所有権法規則へ国内法化している。国際的には、ウガンダは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以下、「PCT」）の加盟国であり、これを自国の法律へ国内法化している。ウガンダを指定した ARIPO および PCT の特許は、ウガンダにおいて一応有効である。

特許登録出願は、一般に WIPO および／または ARIPO のシステムを介して行い、実体審査の時点でウガンダの国内段階に移行する。特許権および実用新案権は、大部分が同じであるが、唯一異なるのは保護の基準および付与期間である。ウガンダの特許および実用新案制度の顕著な特徴は以下のとおりである。

項目	コメント
帰属	特許権者となりうるのは、自然人（自国民と外国人のいずれも可）と法人（国内と国外のいずれも可） 別段の契約のない場合は、委託または雇用契約の履行の中で行われた発明に係る特許の権利は、業務を委託した者または雇用者に帰属する。 発明が著しく重要な場合は、従業員は、その給与と発明により雇用者が得た利益を考慮に入れたうえで衡平な報酬を得る権利を有する。
特許代理人／弁護士	外国人であるすべての出願人には、ウガンダ国内の代理人および送達住所が必要である。 代理人とは、ウガンダ高等裁判所（High Court）の弁護士と定義される。
特許性	発明が特許性を有するのは、これが新規のものであり、進歩性および産業上の利用可能性がある場合である。発明とは、技術分野における具体的な課題を解決するものをいう。
発明でないもの	以下は発明とはみなされず、特許による保護から除外される。 a) 発見、科学的理論、数学的方法 b) 事業活動、純粋に精神的な活動または遊戯に関する計画、ルールまたは方法 c) 人間または動物の治療のために診断、治療および手術方法 d) 単なる情報の提示 e) 微生物以外の動植物、ならびに非生物学的および微生物学的方法以外の動植物の産生に関する本質的に生物学的な方法

項目	コメント
	f) 医薬品および試験データ（WTOのTRIPS協定のLDC（後発開発途上国）柔軟性） g) 天然物（精製、合成またはその他自然から単離されたかを問わない）。ただし、もとの環境からのこれらの天然物の単離プロセスは除く。 h) 人体およびそのすべての構成要素（全部または一部）
特許性のない発明	以下のものは、発明には該当する可能性があるが、特許性を有しない。 a) 植物品種の保護について規定する法律で規定された植物品種 b) 公序、倫理、公衆安全衛生、公共政策、人間性の原則および環境保護に反する発明
ウガンダ居住者による海外出願の制限	特許登録官（Registrar of Patents）が書面による許可を与えない限り、ウガンダの居住者は、ウガンダ国外で特許出願をし、また特許出願をさせてはならない。ただし、以下の場合を除く。 a) ウガンダ国外で出願する6週間前までに、特許登録官に対して同じ発明の特許出願がなされ、かつ、 b) ウガンダにおける出願に関し工業所有権法第14条に基づく情報開示制限等の指示がなされていないか、またはかかる何らかの指示がなされたが撤回された場合
国際出願	URSBは、ウガンダの国民または居住者が国際出願をする場合の受理官庁となる。 国際出願のうちウガンダが国内特許の指定国または選択国であるものについても、URSBが指定官庁または選択官庁となる。ウガンダにおいて国際出願を取り扱う場合は、特許協力条約の規定が工業所有権法に取って代わる。
ARIPO ハラレ議定書	ARIPOがハラレ議定書に基づき付与した特許の指定国がウガンダである場合、ウガンダにおいて、当該特許は工業所有権法に基づき付与された特許と同じ効力を有する。ただし、当該特許の出願に関し、ARIPOが特許を付与しても当該特許はウガンダで効力を有しない旨の同議定書の規定に従った決定が、特許登録官からARIPOに連絡された場合はこの限りでない。
存続期間	特許は、出願日から20年の期間満了時に失効する。

項目	コメント
	実用新案証明書は、実用新案付与日から10年の期間満了時に失効し、更新はできない。
年次手数料	出願、特許権または実用新案権を維持するためには、年次手数料を特許登録官に対して事前に支払わなければならない。手数料は、各年における出願日の応当日の前日を支払期限とする。 年次手数料の支払いについては、割増料金の支払いをした上で6ヵ月間の猶予期間が与えられる。 年次手数料を支払わない場合、出願が取り下げられたとみなされるか、または特許が失効し、関連する発明の保護は終了する。
特許および実用新案の出願の転換	特許権の付与または拒絶の前であればいつでも、特許出願を実用新案の出願に変更することができ、当初の出願日で実用新案証明書が付与される。その逆も同様とする。 出願を変更できるのは1回までである。

5.4 著作権および著作隣接権

ウガンダにおいては、著作権および著作隣接権は、著作権および著作隣接権に関する法律（Copyright and Neighbouring Rights Act, No. 19 of 2006）、および著作権および著作隣接権に関する施行規則（Copyright and Neighbouring Rights Regulations, S.I No. 1 of 2010）により規定されている。国際的には、ウガンダは、特に、マラケシュ条約（Marrakesh Treaty）、視聴覚的実演に関する北京条約（Beijing Treaty on Audiovisual Performances）およびWIPO インターネット条約（WIPO Internet Treaties）の加盟国である。ウガンダは、ベルヌ条約（Berne Convention）の加盟国ではない。著作権は、著作権の保護対象の著作物の創作によって生じ、手続きを要しない。ウガンダの著作権制度の顕著な特徴は以下のとおりである。

項目	コメント
著作者	著作物を創作したまたは創作する自然人
著作権が認められる著作物	文芸的、科学的および美術的な著作物
帰属	著作権者となりうるのは、自然人（自国民と外国人のいずれも可）と法人（国内と国外のいずれも可） 著作者、雇用者、著作物の制作を委託した人や、政府や国際機関も著作権者となることができる。 別段の契約のない場合は、ある人が雇用の過程で、または別の人もしくは団体からの委託に基づき著作物を

項目	コメント
	創作した場合は、著作権は、雇用者または著作物を委託した人に帰属する。ただし、かかる著作物の著作権者人格権は、引き続き著作物の実際の著作権者に残る。
著作権の保護	著作権者は、著作物が原著作物であって、どのような方法であれ有形的な形式にまとめられた場合は、著作物の品質やこれが作成された目的にかかわらず、著作物の保護を受ける権利を有する。 著作物が原著作物となるのは、これが著作権者の独自の活動により生み出されたものである場合である。
アイデアおよび概念	アイデア、概念、手順、方法またはその他類似の性質を有するものは、著作権で保護されない。
著作権者人格権	著作権者の著作権者人格権は、誰に対しても譲渡できない。ただし、これを行行使する目的で行う場合は除く。
著作権の保護期間	a) 著作権（財産権） 自然人 - 著作権者の存命中および著作権者の死後 50 年間 法人 - 著作物が最初に公表された日から 50 年間 b) 著作権者人格権 著作権者の著作権者人格権は、著作権（財産権）が依然として保護されているか否かを問わず、永久的に存続する。著作権者人格権は、著作権者が行使でき、死後はその承継人が行使できる。
著作権の登録	著作権の保護には何ら手続きを要せず、著作権の登録は必須ではない。 著作権または著作隣接権の権利保有者は、以下の目的のために権利を著作権登録官（Registrar of Copyrights）に登録することができる。 a) 権利保有の証拠を保存する。 b) 著作物および著作権者を特定する。または、 c) 権利の記録を保存する。

5.5 営業秘密

ウガンダにおいては、営業秘密は、営業秘密保護法（Trade Secrets Protection Act, No. 2 of 2009）（以下、「**営業秘密保護法**」）によって定められている。営業秘密保護法は、商業取引における非公開情報の保護およびその他の関連事項について規定している。営業秘密保護法に基づき、営業秘密は、製法、方式、編集物、プログラム、方法、技術、プロセスを含む（ただし、これらに限らない）情報、または製品、装置もしくは仕組みに含まれるかもしくは具体化された情報のうち、以下のすべてに該当するものと定義される。

- (a) 同業者または業界で使用されているかまたは使用される可能性がある。
- (b) 当該同業者または業界において一般的に知られていない。
- (c) 一般的に知られていないことにより経済的価値が得られる。
- (d) その秘密性を維持するために、当該状況のもとでの合理的な努力の対象となっている。

営業秘密法に基づき、営業秘密の保有者は、営業秘密の開示、取得または利用を制限する権利を有する。当該保有者は、自らが法律上正当に管理する情報が上記定義を満たす営業秘密である場合は、誠実な商業慣行に反する方法で自らの同意なく他人に開示されたり、他人が入手したり、使用したりするのを防止する権利を有する。不正の手段により営業秘密を開示、取得または使用することは侵害を構成し、従って、営業秘密の利益を得る権利を有する者は、当該侵害に対して訴訟を提起することができる。

独自の開発またはリバースエンジニアリングのみで営業秘密を得た場合は、不正の手段による営業秘密の開示、取得または使用には該当しない。非開示情報の開示、取得および使用が法律に反するのは、誠実な商業慣行に反する方法でこれに到達した場合に限られる。同法の下で、不正の手段には電子的その他の手段による経済スパイが含まれる。一方、リバースエンジニアリングとは、これが法律上正当に取得される限りにおいて、その構造、機能および動作の解析を通じて装置、物体またはシステムの技術的原則を発見するプロセスをいう。